

岐阜県乳用牛雌胚譲渡要領における別に定める事項

(令和 7 年度)

(第二条関係)

1. 供胚牛の能力基準については、以下のとおりとする。

- ① 産乳能力が優れるもの
 - イ. 産乳成分が NTP 上位 20%以上にランクされたことのある牛
 - ロ. 産乳成分が NTP 上位 10%以上にランクされたことのある牛の娘
- ② 体型が優れるもの
 - イ. 体型得点が初産次 81 点以上、2 産次 83 点以上、3 産次以上 85 点以上
- ③ その他特徴のあるもの

(第九条関係)

2. 乳用牛雌胚等の価格は、以下のとおりとする。

- ① 雌雄判別した雌胚
 - 1 個あたり 26, 200 円 (税込み) とする
- ② 性選別された雌精液を利用して生産した体内胚
 - 1 個あたり 23, 700 円 (税込み) とする
- ③ 性選別された雌精液を利用して生産した体外胚
 - 1 個あたり 23, 700 円 (税込み) とする